

松江市告示第 465 号

松江市障がい者等優待 ICOCA 交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松江市障がい者等バス優待証交付要綱（平成 17 年松江市告示第 127 号。以下「優待証交付要綱」という。）第 3 条に規定する松江市交通局又は一畑バス株式会社（以下「市内バス事業者」という。）が運行する路線バス（レイクラインバス、高速バス、空港連絡バス及び隠岐汽船接続バスを除き、停留所が松江市内のものに限る。）の運賃の優待を受けるために使用する障がい者等優待 ICOCA（西日本旅客鉄道株式会社が発行する ICOCA に事業（優待証交付要綱第 1 条に規定する事業をいう。）の実施に必要な対象者の情報が登録されたものをいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 障がい者等優待 ICOCA の交付の対象者は、優待証交付要綱第 2 条に規定する対象者とする。

(交付)

第 3 条 障がい者等優待 ICOCA の交付を受けようとする者は、市内バス事業者が指定する窓口で交付申請手続を行う。

(障がい者等優待 ICOCA の使用)

第 4 条 障がい者等優待 ICOCA の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、市内バス事業者が運行する路線バスに乗降車する際に障がい者等優待 ICOCA を使用することにより、乗車区間の運賃の優待を受けるものとする。

(障がい者等優待 ICOCA の譲渡及び貸与の禁止)

第 5 条 使用者は、障がい者等優待 ICOCA を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(障がい者等優待 ICOCA の不正使用の禁止)

第 6 条 市長は、偽りその他不正な手段によって障がい者等優待 ICOCA の交付を受け、又は障がい者等優待 ICOCA を不正に使用した者に対し、障がい者等優待 ICOCA を使用して割引を受けた運賃に相当する額の支払いを求めることができる。

2 市長は必要があると認めるときは、使用者に対して、障がい者等優待 ICOCA の使用状況に

ついて報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(返還等の手続)

第7条 使用者は第2条に規定する交付対象者に該当しなくなったときは、障がい者等優待 IC OCA の返却その他の必要な手続きを市内バス事業者の指定する窓口において行わなければならない。

(使用者の情報の取得等)

第8条 市長は、使用者の同意を得て、障がい者等優待 ICOCA の交付に当たり市内バス事業者が取得した使用者の情報及び使用者の路線バスの利用に係る情報を、市内バス事業者から取得することができる。

2 前項の情報に関する取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の日前においても、第3条の規定に基づき、障がい者等優待 IC O C A の交付の申請を受け、障がい者等優待 ICOCA の交付をすることができる。

3 前項の場合において、松江市障がい者等優待バスカード交付要綱（平成19年松江市告示第277号）に基づく障がい者等優待バスカードの交付を受けている者が障がい者等優待 IC O C A の交付を受けようとするときは、第3条の規定にかかわらず、別に定める手続により行うことができる。